〇 内 閣 府令第

号

金 融 機 能 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 特 別 措 置 に 関 する法律 (平成十六年法律第百二十八号) 第四 1条第 項、 第十六条

第 項及び 第三十 匹 _ 条 \mathcal{O} + 第 項 \mathcal{O} 規 定に基づき、 労働 金 庫 及び 労働 金庫 連合会の 金 融 機 能 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} た め

 \mathcal{O}

特

別

措

置

に関

す

Ź

命

令

 \mathcal{O}

部を改正する命令を次のように定め

る。

令和四年
月

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 後藤 茂之

労働 金 庫 及び労働金庫 連合会の金 融 機 能 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 特 别 措 置 に 関する命令 0 部 を改 正 する 命 令

労働 金 庫 及 び 労 働 金 庫 連 合会 \mathcal{O} 金 融 機 能 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 特 別 措 置 に 関 する命令 平 -成十六 年 厚内 生 一労閣 省府

第七号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た部分をこれに対応する改 正 後欄 に 掲げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線

を付した部分のように改める。

より中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異な	により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異
ための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域に	のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域
込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の	見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化
準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見	に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における
その実績を評価するための指標として掲げ、これにつき (別表1) に	をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき (別表1)
割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標を	割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標
を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める	を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める
いては、報告基準日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者	いては、報告基準日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者
務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」につ	務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」につ
(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業	(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業
行っている地域における経済の活性化に資する方策	行っている地域における経済の活性化に資する方策
7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を	7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を
[1.~6. 同左]	[1.~6. 略]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[第1~第8 同左]	[第1~第8 略]
빤	빤
き、経営強化計画を次のとおり提出します。	き、経営強化計画を次のとおり提出します。
金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づ	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づ
代 表 者 役職・氏名	代 表 者 役職・氏名
名	名 称
の所在地	の所在地
(提出者) 主たる事務所	(提出者)主たる事務所
年 月 日提出	年 月 日提出
経 営 強 化 計 画	経 営 強 化 計 画
(日本産業規格A4)	(日本産業規格A4)
様式第一(第3条第1項関係)	別紙様式第1号 (第3条第1項関係)
改正前	改 正 後

なるときは、そのそれぞれについて記載すること、

 $[(2)\sim(5)$ 器

8. ~ 10 . 器

(別表1)・(別表2) 器

別紙様式第2号 (第 25 条関係)

(日本産業規格A4)

強 7 1111 画

経

涧

併 田 日焼出

(提出者) 主たる事務所

9 严 在 割

夵

殆

表 桝 役職・氏名

JH. 経営強化計画を次のとおり提出します。 .融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第1項の規定に基づ

[第1~第10 思

(記載上の注意)

器

- 8. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を 行っている地域における経済の活性化に資する方策
- いては、報告基準日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者 に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき 割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標 を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める 務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」につ 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業 (別表1)

るときは、そのそれぞれについて記載すること。

[(2)~(5) 同左]

 $[8. \sim 10.$ 同左]

(別表1) ・ (別表2) 同左]

様式第二 (第25条関係)

诇 強 分 =## 囲

経

(日本産業規格A4)

伻

耳

Ш 一葉田

(提出者) 主たる事務所

9 严 在 刦

容 菸

Ŧ 表 琳 役職・氏名

き、経営強化計画を次のとおり提出します。 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第1項の規定に基づ

[第1~第10 同左]

(記載上の注意)

- $[1. \sim 7.$ 同左]
- 8. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を 行っている地域における経済の活性化に資する方策
- 1 割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標を いては、報告基準日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者 準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見 その実績を評価するための指標として掲げ、これにつき を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める 務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」につ 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業 (別表1) に

のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域 なるときは、そのそれぞれについて記載すること。 により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異 見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化

[(2)~(6) 略]

 $[9. \sim 12.$ 器

(別表1) · (別表2) 器」

別紙様式第3号 (第 32 条関係) [器]

別紙様式第4号 (第 45 条第 1 項関係) [器]

別紙様式第5号 (第73条関係) 一層

別紙様式第6号

(第73条関係)

[器]

別紙様式第6号の2

(第 85 条関係

摇 1111 囲

(日本産業規格A4)

実

伻 耳 日焼出

(申請者) 主たる事務所

9

严

₩

菸

7 表 桝 役職・氏名

ずり乗 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 10 第 1 項の規定に 実施計画を次のとおり提出します。

[第1~第4 器

> るときは、そのそれぞれについて記載すること。 より中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異な ための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域に 込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の

[(2)~(6) 同左]

 $[9. \sim 12.$ 同左]

(別表1) ・ (別表2) 同左]

様式第三 (第32条関係) [同左]

様式第四 (第45条第1項関係) [同左]

様式第五 (第73条関係) [同左]

様式第六 (第73条関係) [同左]

様式第六の二 (第 85 条関係)

実 搯 =## 圃

(日本産業規格A4)

主たる事務所

伻

耳

Ш 1提出

(申請者)

严 在 去 夵

表 桝 役職・氏名

7 松 9

基づき、実施計画を次のとおり提出します。 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 10 第 1 項の規定に

뺍

[第1~第4 同左]

第5 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における 経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

1 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における 経済の活性化に資するための方針

(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合<u>その他の</u>地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

[2~4 略]

[第6~第8 略]

(その他記載上の注意)

[1.・2. 點]

(別表) [略]

別紙様式第7号(附則第2条関係) [略]

別紙様式第8号 (附則第5条関係) [略]

別紙様式第9号(附則第14条関係) [略]

第5 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

[同左]

中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における 経済の活性化に資するための方針

(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

[2~4 同左]

[第6~第8 同左]

(その他記載上の注意)

[1.・2. 同左]

(別表)

[同左]

様式第七(附則第2条関係) [同左]

<u>様式第八</u>(附則第 5 条関係) [同左]

<u> 様式第九</u>(附則第 14 条関係) [同左]

別紙様	別紙様	別紙様	別紙様	別紙様
式第 14 長	式第 13 号	式第 12 号	式第 11 長	別紙様式第 10 号(附則第 25 条関係)
壹(附則)	壹 (附則)	壹 (附則)	壹 (附則)	壹 (附則)
第 45 条[第 36 条[第 33 条[第 30 条[第 25 条[
関係)	題係)	題条)	題祭)	題条)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
様式第-	様式第-	様式第-	様式第-	樣式第十
•	· ·	· ·		上 (附則第
第 45	舥			25
条関係)	条関係)	条関係)	条関係)	条関係)
[同力	[同者	[同去	[同去	[同左]
Ţ.	Li	TI.		
	様式第十四 (附則第	[略] 様式第十三 (附則第 36 条関係) [[略] 様式第十四 (附則第 45 条関係) [[略] 様式第十三 (附則第 33 条関係) [略] 様式第十三 (附則第 36 条関係) [略] 様式第十回 (附則第 45 条関係)	[略] <u>様式第十一</u> (附則第 30 条関係) [略] <u>様式第十二</u> (附則第 33 条関係) [略] <u>様式第十三</u> (附則第 36 条関係) [略] <u>様式第十三</u> (附則第 36 条関係)

附

則

この命令は、公布の日から施行する。